二〇一四年十二月

## 界方學郭

京

都

第八十九册

京都大學人文科學研究所

二〇一四年十二月

東方學報

京都 第八十九册

京都大學人文科學研究所

次

朝鮮時代における三司の言論と官人の處罰 ...... 矢

漢籍の電子的な翻刻について

北朝石刻資料選注Ⅱ(一)

「北朝石刻資料の研究 (Ⅱ)」班

六五

木

毅

『說文解字注』の Unicode 轉寫を事例として ―

É

須

裕

之 二三八

地力概念から見た中國水稻作の實態

宋元明清時代を中心に

市

村

導

人

二五八

『參同契』易學考

彙

報

徐

大 源 二九六

 $\equiv$ 

## 東方學報』投稿規程

- および共同研究班の研究報告、譯注などを掲載する。學に關する關連領域のうち、とくに東方學に關する研究論文、『東方學報』は原則として年一回刊行される學術誌で、人文科
- 判斷して投稿を依賴する場合がある。別研究員が投稿できる。これ以外にまた、編輯委員會が適切と國人學者、外國人共同研究者、研修員、受け入れ學術振興會特國人學者、外國人共同研究者、研修員、受け入れ學術振興會特一『東方學報』には、所內研究者、共同研究班班員、所內の客員
- 經た後、編輯委員會の責任において採否を決定する。 三 本誌の論文等は原則として査讀の對象となる。原稿は、査讀を
- ファイルが無料で提供される。 一部が無料で提供される。また抜き刷り五十部、および電子四 稿料は支拂われない。但し、論文、譯注などの執筆者には本誌
- 六 投稿締め切りは每年五月五 著者校正は二回とする。
- 八の他雑誌への二重投稿についてはこれを禁じる。する。
- したサーバに電子化した複製物を格納し、當該の複製物を公衆とする。人文科學研究所はこの許諾に基づき、京都大學が設置および公衆送信權に關する許諾を人文科學研究所に與えたもの九『東方學報』に掲載された論文等について、その著者は複製權

の求めに應じて自動的に送信することができる。

+

るものとする。 圖版、寫真の所藏者、著作權者から許諾を受けらかじめそれら圖版、寫真の所藏者、著作權者から許諾を受け

## 東方學報』執筆要領

- 領は日本語論文を想定したものである。使用言語は原則として日本語、または中國語とする。以下の要
- 受けておくものとする。 ついては投稿者の責任において、事前にネイティブチェックを二 論文には英文(二〇〇語程度)の要旨を添付する。英文要旨に
- 二、○○○~四八、○○○字を目安とする。三年投稿原稿は枚數をとくに制限しないが、論文については本文一
- の區別を明記する。 四 原稿の表紙に、論文、譯注などの區別、および縱組み、橫組み
- 提出することが望ましい。ド・テキスト形式(UTF-8)で保存した電子ファイルも併せてそのハードコピーを提出する。またこれとは別に、ユニコー五 原稿は使用したソフト名と保存形式を明記し、電子ファイルと
- が望ましい。

  フセット印刷可能なものを投稿者の責任において作成することの欄外に番號で指定する(手書きでよい)。圖版についてはオ六 圖版には、番號と表題を付ける。それぞれの挿入箇所を、本文
- とし、とくに規定しない。
  七 引用文獻、參照文獻などの形式は各專門分野の慣行に從うこと

を明記する。注には通し番號をつけ、本文中に注番號の挿入箇所注とする。注には通し番號をつけ、本文中に注番號の挿入箇所原則として、縦組み論文の注は後注とし、横組み論文の注は脚

東方學報 京都

(京都大學人文科學研究所紀要第百七十五册)

第八十九册

京都大學人文科學研究所 京都市左京區吉田

本町

發 行 二〇一四(平成二十六)年十二月二十日 發行

文 舍 钔 刷 株 式會 社

印

刷

明

京都市南區吉祥院池ノ内町一〇